5　施行日前に、法律相談センター援助の申請をする弁護士会又は弁護士会連合会が毎年一月一日から十二月三十一日まで又は毎年二月一日から翌年一月三十一日までの期間を法律相談事業の事業年度として定め、当該事業年度（以下「申請弁護士会等の事業年度」という。）ごとに申請を行い、旧ひまわり基金規則第四条又は第四条の二の援助金の支出を受けていた場合（施行日前の直近の申請において年度ごとに申請を行った場合を除く。）には、第八条の規定にかかわらず、当分の間、当該弁護士会又は弁護士会連合会については、当該申請弁護士会等の事業年度ごとに法律相談センター援助の申請を行うことができるものとする。この場合においては、第四条第一項第一号イ及び第二項、第五条第三号、第六条第二号、第八条第一項並びに第十条第一項中「年度」とあるのは「申請弁護士会等の事業年度」とする。

6　旧ひまわり基金規則の規定により支出された援助金その他の金員について、施行日以後に本会に対して返還その他による入金があったときは、この規則の規定による返還その他の入金があったものとみなす。

（公設事務所援助事業に関する経過措置）

第五条　第三章の規定は、施行日以後に第二十二条第一項又は第二十三条第一項の規定により開始された公募に係る公設事務所弁護士及びその候補者については、当該公設事務所弁護士又はその候補者が本会と三者との間において締結する、又は締結した旧ひまわり基金規則第六条の四の契約に定める任期（再任によるものを含む。）を終えるまでの間、なお従前の例による。ただし、施行日前に開始された公募に係る公設事務所弁護士が退任するに際して行う、退任した公設事務所弁護士に対する支援については第二十八条の規定を、公設事務所弁護士の引継ぎによる公設事務所の設置の存続については第二十三条の規定を、公設事務所の廃止については第二十四条の規定を、それぞれ適用する。

2　施行日前に開始された公募に係る公設事務所弁護士の再任及び再任による任期の決定については、第十四条第二項の規定を適用する。ただし、施行日後に満了する任期（再任によるものを含む。）が通算して四年以上となる者については、当該任期の満了に当たり、二年の範囲の任期で再任することができる。

3　第一項の規定にかかわらず、施行日前に開始された公募に係る公設事務所弁護士に対する援助等については、第三章第五節の規定を適用する。この場合において、施行日前に行われた旧ひまわり基金規則の規定による次の各号に掲げる事項に関する援助、給付その他の行為は、当該各号に定める事項に関する援助、給付その他の行為とみなす。

一　旧ひまわり基金規則第六条第二項第一号の開設費援助　第二十五条第一項第一号の開設費援助金に係る援助

二　旧ひまわり基金規則第六条第二項第一号に掲げる開設費援助の早期仮払金　第二十五条第三項に規定する準備金の仮の給付

三　旧ひまわり基金規則第六条第二項第一号に掲げる開設費援助の仮払金　第二十五条第三項に規定する公設事務所の設置に係る費用の見込額の仮の給付

四　旧ひまわり基金規則第六条第二項第二号の運営費援助　第二十五条第一項第二号の運営費援助金に係る援助

五　旧ひまわり基金規則第六条第二項第二号に掲げる運営費援助の仮払金　第二十五条第四項第二号に規定する運営費援助の援助金の仮の給付

六　旧ひまわり基金規則第六条第二項第二号に掲げる運営費援助の早期仮払金　第二十五条第四項第一号に規定する運営準備に係る貸付け

4　施行日以後に第二十二条第一項の規定により公募が開始された場合においては、施行日前になされた当該公募に係る公設事務所の設置を求める旨の弁護士会からの要請にあっては第二十条第一項に規定する要請と、当該公募に係る公設事務所について締結された旧ひまわり基金規則第六条の三の協定書にあっては第二十条第一項に規定する三者協定と、旧ひまわり基金規則の規定により設置された公設事務所支援委員会にあっては第十七条第一項の規定により設置された公設事務所支援委員会と、それぞれみなす。この場合において、当該公設事務所支援委員会が旧ひまわり基金規則の規定により定めた運営要綱は、同条第六項の規定により定めた運営要綱とみなす。

5　前項に規定するもののほか、この規則の施行の際現に効力を有する旧ひまわり基金規則第六条の三の規定により締結された協定書及び旧ひまわり基金規則第六条の四の規定により締結された契約書は、この規則の規定の適用については、第二十条第一項の規定により締結された三者協定に係る書面及び第二十二条第四項の規定により締結された四者契約に係る書面と、それぞれみなす。

6　施行日前に本会ら三者が公設事務所弁護士又はその候補者に対して公設事務所の施設（駐車場その他の附属施設を含む。）を第三者から賃借して行った転貸は、第二十七条に規定する転貸とみなす。

7　公設事務所弁護士及びスタッフ弁護士の退任弁護士支援事務所募集要領の規定に基づき自己の法律事務所を公設事務所弁護士又はスタッフ弁護士を退任した弁護士を支援する事務所として応募し、その名簿への登録を受けた弁護士又は弁護士法人は、第二十八条の規定により登録された弁護士又は弁護士法人とみなす。

8　旧ひまわり基金規則第六条の二の規定による援助金、実費及び費用について、施行日以降に本会に対して返還その他による入金があったときは、第二十六条の規定による返還その他の入金があったものとみなす。

（偏在対応弁護士等経済的支援事業に関する経過措置）

第六条　施行日前に行われた附則第二条第三号の規定による廃止前の弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規則（以下「旧経済的支援規則」という。）第二十二条第三項、第二十七条第三項及び第三十三条第三項に規定する申請に係る手続並びに当該手続による貸付金の返済又はその猶予若しくは免除、報告その他の手続については、なお従前の例による。ただし、当該手続において施行日後に行われる次の各号に掲げる貸付けは、基金からの支出については、当該各号に定める貸付けとみなす。

一　旧経済的支援規則第二十三条第二項の規定による偏在対応弁護士独立開業支援補助金の貸付け　第三十三条第二項の規定による偏在対応弁護士独立開業支援補助金の貸付け

二　旧経済的支援規則第二十八条第二項の規定による偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の貸付け　第四十条第二項の規定による偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の貸付け

三　旧経済的支援規則第三十四条第二項の規定による偏在対応特別独立開業等支援補助金の貸付け　第四十六条第二項において準用する第四十条第二項の規定による偏在対応特別独立開業等支援補助金の貸付け

2　施行日以後に旧経済的支援規則第二十一条第一項に規定する偏在対応弁護士独立開業支援補助金、旧経済的支援規則第二十六条第一項に規定する偏在対応常駐従事務所開設支援補助金又は旧経済的支援規則第三十二条第一項に規定する偏在対応特別独立開業等支援補助金について返済があったときは、当該返済金は、第三十五条第一項、第四十一条第一項又は第四十六条第一項において準用する第三十五条第一項若しくは第四十六条第二項において準用する第四十一条第一項の規定による返済とみなす。

3　施行日前に行われた旧経済的支援規則第二十一条第一項に規定する偏在対応弁護士独立開業支援補助金及び旧経済的支援規則第三十二条第一項に規定する偏在対応特別独立開業等支援補助金の各貸付けは、第三十一条第二項（第四十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第三十一条第一項に規定する偏在対応弁護士独立開業支援補助金及び第四十五条第一項に規定する偏在対応特別独立開業等支援補助金の各貸付けとみなす。

（新人弁護士等準備・養成等援助事業に関する経過措置）

第七条　第五章第三節第一款の規定については施行日の属する年度における新人弁護士等養成事務所名簿の登録に係る手続から、同節第二款及び第三款の規定については施行日の属する年度における新人弁護士等養成事務所名簿に登録された新人弁護士等養成弁護士から、第六十七条の規定については施行日以後に行われる同条第四項の申請に係る手続から、第六十八条の規定については施行日以後に公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となった場合から、それぞれ適用する。